

富山高岡広域都市計画地区計画の変更（大島町決定）

都市計画新開発地区地区計画を次のように変更する。

| | | | | | | |
|-----------------|-------------|---|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 名称 | | 新開発地区地区計画 | | | | |
| 位置 | | 大島町新開発 | | | | |
| 面積 | | 約15.0ha | | | | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | 当地区は、大島町の東部に位置し、地区周辺には都市計画公園がある。この地区は、中央を県道富山高岡線が通過しているところである。 今回、民間による開発が確実になったことから、地区計画を定め建築物用途の混在、あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、緑豊かでうまいのある良好な市街地の形成をめざす。 | | | | |
| | 土地利用の方針 | 周辺地域と調和のとれた街づくりを図るため、当地区を工場街区と住宅街区とに分離して、住宅への影響を配慮に入れ、秩序ある土地利用を誘導し良好な環境を保持する。住宅街区は住宅地としての立地を図り、良好な住宅環境を保持する。また、地区内には街区公園を適正に配置する。 | | | | |
| | 地区施設の整備方針 | 当地区には、地区施設として区画道路を適正に配置し整備する。 | | | | |
| | 建築物等の整備の方針 | 住宅地区 ゆとりある敷地と閑静な地区とし、良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。 工業地区 ゆとりある敷地の工業地区として、良好な環境が形成されるよう規制誘導する。 | | | | |
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | | 区画道路（幅員10m） | | | |
| | 建築関係事項 | 地区の区分 | 区分の名称 | 新開発地区地区計画 | | |
| | | | | 区分の面積 | 5.1ha | A地域 2.0ha |
| | | | | | B地域 0.8ha | |
| C地域 2.3ha | | | | | | |

| | | | |
|--------------------|--------------------------|--|---------------------|
| 建築物等に 関する 事項 | 建築物等の用途の制限 | 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）による改正後の建築基準法別表第二に定める建築物のうち、次にかかげる建築物は建築することが出来ない。 | |
| | | A地域 | 1. 別表第二（に）項 |
| | | B地域 | 1. 別表第二（に）項 （と）項 |
| | C地域 | 1. 別表第二（に）項第三号、第四号、第五号、第六号 2. 別表第二（ほ）項第二号 3. 別表第二（へ）項第三号 4. 別表第二（ち）項第三号、第四号 5. 別表第二（る）項第五号、第六号 6. 別表第二（を）項第二号、第三号、第六号 | |
| | 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | A地域 | 150 |
| | | B地域 | —— |
| 建築物の敷地面積の最低限度 | A地域 | 200㎡ | |
| | B地域 | —— | |
| 壁面の位置の制限 | A地域 | 隣地境界線から建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面までの距離については、1.0m以上とする。 軒高2.5m以下の附属建築物にあつては、0.5m以上とする。 | |
| | B地域 | | |
| 壁面の位置の制限 | C地域 | 隣地境界線から建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面までの距離については、1.0m以上とする。 | |
| | C地域 | 1,000㎡ | |
| 備考 | | 用語の定義及び算定方法については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）による改正後の建築基準法及び同法施行令の例による。 | |

「区域は計画図表示のとおり」

理由 地区整備計画の建築物等の用途の制限の項目で準用している建築基準法別表第二を都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）に基づく表記に改めるとともに、建築物等の用途の制限を一部見直すことにより、地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な市街地の整備及び保全を図るものである。